

昭和 24 年度

協同農業普及事業年次報告書

農林省農業改良局普及部

## I 昭和 24 年度 の 概 要

農業改良普及事業を規定する農業改良助長法が施行になつたのは昭和 23 年 7 月 15 日であり、同年度は本事業発足のための準備期とし、農林省にその中心機構として農業改良局が設置され、各都道府県に主務課として農業改良課の設置が進み、又都道府県における本事業を規定するため條令又は規則の公布に基いて、本事業に農民の参加を意味する都道府県及び数ヶ町村を区域とする地区農業改良委員会の設置をみた。

一方地区には将来本事業の中心となるべき改良普及員の前身として食糧増産技術員が、農業会職員指導農場職員、試験場其の他の広範囲の技術者の中から選ばれて都道府県の職員として配置され、概ね新制度の基盤が確立せられるに至つた。

昭和 24 年度に入つて、その制度が拡充整備に重点がおかれると共に具体的な活動が開始された。

昭和 24 年 1~3 月の間に各都道府県に於て全国的な基準のもとに改良普及員の資格試験が実施され、その合格者をもつて改良普及員が正式に任命され農村の第一線に配置された。又本年度予算において、改良普及員名の増員と共に、本制度の両支柱とも云うべき専門技術員 300 名の新設が認められ、9 月~10 月の間に各ブロック毎に設けられた専門技術員審査委員会によつて審査が行われ、その合格者をもつて各県 6 名乃至 7 名宛専門技術員が設置された。

なお都道府県の農業技術員養成所、有畜営農指導所を総合して農業講習所とし、改良普及員の養成並びに再教育機関とし、又從来開拓局の所管であつた経営伝習農場が、本年度より予算及び事務が農業改良局に移管せられ、普及事業の一環として運営されるに至つた。本年度において特に注目すべきは一般農業状勢の変化とともに、本事業の趣旨が地方当局並びに農民の間に認識されるに従つて、全国平均 2 ケ町村に 1 名程度の改良普及員では到底所期の目的を達することが出来ないという改良普及員の増置希望が熾烈となり、数県においては、改良普及員を純県費をもつて配置する状態もあらわれてきたことである。

## II 昭和 24 年度 の 予 算

昭和 24 年度予算要求に当つて、経済安定九原則の要請に即応した政府の緊急方針が大きく影響して、大巾の削減を止むなくせられ、新たな構想をもつて昨年度新発足した本事業にとつては、特に行政機構の簡素化と人員整理の方針は大きな難關であつた。

地方に於ける普及職員の活動を中心とする本事業にとつては、特に要望の強い改良普及員の増員を実現すると共に、これら改良普及員の後循となつて、各専門事項についてこれを援助する専門技術員の新設が大きな課題であつたが、非常に困難な状勢にも拘らず、改良普及員の 6,500 名に加うるに、新規増 250 名、専門技術員 300 名の新設が認められて、地方における普及組織の充実が期待せられ

るに至つた。

本事業のため支出される予算は次のようである。

1. 本 省

総 額	533,295,000 円
(イ) 本省における事業運営のための予算	22,701,500 円
(ロ) 農業改良助長法第3章の目的のための補助予算	510,593,500 円
上の支出額	510,593,500 円
内訳 改良普及職員設置費	493,505,500 円
専門技術員資格試験費	920,000 円
改良普及員資格試験費	1,564,000 円
農業改良委員会費	1,692,000 円
同 委員選出費	299,000 円
印刷物作成配付費	5,023,000 円
講習会共進会費	1,610,000 円

2. 都 道 府 県

総 額	951,045,020 円
内国庫補助金	510,593,500 円
地方費支出金	440,451,520 円

国庫補助金の割当に基いて農業改良助長法第17条により、都道府県から提出された承諾書の收支予算書の各都道府県別の予算は別表1の如くである。

### III 實施事業の概要

農業改良助長法第3章の規定により補助金の交付をうけて実施された事業の概要は次の如くである。

1. 農業改良委員会

本事業の運営に当つて、農民の自主的意向を反映し、事業の民主的運営を期するために、都道府県及び地区農業委員会がある。

(1) 都道府県農業改良委員会

この委員会は別表の府県別委員の構成に見られる通り、農民代表が過半数を占め、その他学識経験者、農業教育者より構成せられ、本事業の企画運営実施上の重要事項について知事の諮問に応え、又建議に当つている、その設置状況は表2の如く、昭和24年4月において46都道府県全府県に設置完了した。尚この委員会の開催状況、審議事項は別表3の如くである。

(2) 地区農業改良委員会

数々町村の区域に農民委員5~15名からなる地区農業改良委員会が設置され、改良普及員の活動を

助けるとともに、その活動に充分農民の意向を反映させることになっている。この委員会の成立数は昭和 24 年 12 月末で 2,803 (表 4) 委員総数 29,899 名、全全国平均一地区当たりの市町村数 3.7 台村、同じく普及員の配置数は 2.6 名となっている。

## 2. 普及職員

農業改良普及事業に従事する都道府県の職員として、改良普及員(農業改良普及員、生活改良普及員)専門技術員、企画職員がある。

### (1) 改良普及員

改良普及員は昭和 23 年度当初において食糧増産技術員として 1,500 名を配置し、24 年度に入つて資格試験に合格したもののうち正式の改良普及員が任命され、定員として 6,750 名が配置された。

本年中に任用されて勤務しているものの数は次の如くである。(府県別は表 5)

改良普及員の設置数変遷

月 区 分	昭和 23 年 2 月末 (食糧増産技術員)	昭和 24 年 6 月末	同 9 月末	同 12 月末
國庫補助定員	名 6,500	名 6,750	名 6,750	名 6,750
農業改良普及員	一	5,927	6,515	7,112
生活改良普及員	一	143	192	262
計	5,704	6,070	6,707	7,374

### (2) 専門技術員

昭和 24 年度より改良普及員の援助、試験研究と普及事業との連絡等に当るための専門技術員が、各専門の項目毎に各都道府県に一府県当たり平均 6~7 名程度配置された。

現に任用されている専門技術員の数は 24 年 12 月末で 138 名である。(府県別は表 6)

### (3) 企画職員

本事業の企画、運営の事務に従事するため、昭和 23 年度にひきつづき 219 名の職員が各都道府県に配置されている。(表 7)

尙各都道府県における主務課については、昭和 24 年 12 月末日において、岩手、東京、福井、岐阜、三重、大阪、京都、奈良、鳥取、佐賀を除いて、36 県に農業改良課が設置され、上記の 10 県では農務課又は農産課内に係を設けて事務に当つている。

## 3. 普及職員の資格試験及び審査

### (1) 改良普及員の資格試験

改良普及員の資質如何は普及事業の成否の鍵をなすものであるから、その資格及び任用については厳格な制限が設けられ、その資格試験は都道府県改良普及員の資格及び任用方法要綱に基いて、毎年一回都道府県改良普及員資格試験委員会が担当して実施している。

昭和 24 年度各都道府県において実施されたこの資格試験は第二年目に当り、その結果は次の通り

である。

### 改良普及員資格試験結果（府県別は別表）

區 分	受 驗 者	合 格 者	合 格 者
農業改良普及員	名 6,387	名 3,741	% 58.6
生活改良普及員	名 864	名 668	% 77.3

なお学区別にその内容をみると別表 8 の如くである。

#### (2) 専門技術員の資格審査

専門技術員は各自担当する専門項目について改良普及員を援助するものであるから、その専門項目については高度の知識技術を要するので、厳重な資格審査を行うことになっている。昭和 24 年 9 月～10 月にその第一回の審査が行われたが、審査は都道府県専門技術員の資格、選考及び任用要綱に基いて実施され、農業及び家政に関するもの合わせて 17 項目の専門部門に分れて行われ、夫々過去の業績、課題報告の審査及び口頭審査に分けて検定された。

審査結果の成績は次の通りである。

### 専門項目別成績表（府県別は別表 9）

専門項目	病虫害	土壌肥料	稻穀及び穀類	麥雜穀類	そい豆	畜産	生活改善	農機力及び用具	畜産加工	農業加工	畜産加工	農業經營	農業土木	家畜衛生	果樹	飼料肥料及作	工藝作物	營農	計	備考
受審者數	177	123	162	99	120	151	31	44	29	17	106	18	50	74	27	42	9	1,219		
合格者數	89	91	88	69	76	98	18	34	21	11	57	5	22	50	16	26	8	779		
合格率(%)	76	71	54	70	63	64	58	77	72	64	54	38	44	67	39	81	88	64		

なお合格者の最終経歴、年令を一覧すると別表 10, 11 の如くである。

## IV 改良普及員の養成及び再教育

#### (1) 養 成

改良普及員資格試験結果からみても現在において改良普及員の実地指導能力が非常に劣っているので、昭和 23 年度より委托事業として高等農事講習所を設置 24 年度より都道府県農業技術員養成所を改組して新たに都道府県農業講習所として発足させ、新制高校卒業以上の有資格者を入所させ本事業に従事するものとして具备すべき学理及び実務の教育に当っている。昭和 24 年度において、高等農事講習所に 250 名、都道府県農業講習所に総数 1,467 名を収容している。（別表 12）

#### (2) 再 教 育

専門技術員及び改良普及員の再教育は、その資質の向上を図るために必要なことで、専門技術員に

対しては農林省主催で専門毎に講習会を開催し、改良普及員に対しては各都道府県が別表 13 の如く短期講習会を開催している。

## V 普及宣傳講習會等

### (1) 印刷物の作成配布

重要な普及手段の一つである印刷物については、配布の対象を改良普及員と農家に区分し、その対象別や取扱う問題によって、パンフレット、リーフレット、新聞、雑誌ポスター等に分けて作成している。

本年中に普及部及び各都道府県において作成配布された印刷物は次の如くである。(府県別表は  
14 表)

昭和 24 年度普及部及び都道府県において作成した印刷物の数

事項			病虫害	土壤肥料	栽培技術	畜産	農機具	農業經營	農業氣象	農村工業	農用林	生活改善	農青少	農業普及	月刊雑誌	月刊新聞	其の他	計
普及部	パンフレット	農民叢書	3 (30)	4 (40)	1 (10)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9 (90)
	パンフレット	普及員叢書	1 (10)	—	1 (10)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2 (20)
	パンフレット	其の他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1 (20)	1 (50)	—	—	—	2 (70)
	リーフレット		1 (50)	—	—	—	—	—	—	—	—	7 (400)	1 (200)	—	—	1 (480)	—	10 (1,130)
都道府県	パンフレット		25 (29)	19 (64)	60 (133)	17 (43)	2 (3)	12 (32)	6 (7)	3 (4)	—	13 (9)	23 (45)	87 (145)	—	21 (525)	—	287 (1,039)
	リーフレット		49 (1,542)	25 (350)	62 (616)	23 (274)	4 (46)	3 (26)	—	3 (26)	—	23 (102)	17 (109)	41 (612)	—	19 (793)	—	269 (4,496)
	其の他		14 (94)	4 (9)	11 (55)	2 (6)	1 (0.5)	—	—	—	—	1 (5)	7 (177)	21 (112)	—	—	99 (14)	160 (472)

備考 1. 欄中の数字は種類数( )内は発行部数(単位1,000部)

2. 農林省は主として全国的、地域的問題を、都道府県は自県内の特殊問題を取扱つてゐる。

### (2) ラジオによる弘報宣伝

N・H・K の農事放送では、農業改良局の発足以来、農業技術、経営、生活の改善、青少年クラブ

昭和 24 年中 NHK に普及部より提供した放送件数

種類	件数	指數
農事改良	412	77.4
生活改善	90	16.2
青少年クラブ	26	4.7
普及事業の解説	26	4.7
計	554	100.0

普及事業の解説等必要な知識の普及に努めているが、普及部が昭和 24 年中に NHK に提供し、全国的に放送した件数は次の如くである。尙 NHK 全国放送中普及部の提供する番組は、新しい農村、早起鳥、農家の想、若い農民、農業講座である。

各都道府県においては地方放送局と連絡し地方的事項の普及啓発に当つている。

### (3) 映画、幻燈の作成配布

普及部においてはさし当り幻燈の利用に重点をおき、幻燈の購入、スライドの作成をなし、映画については一種作成して配付し、農民に対し効果をあげている。

又都道府県においても地方の重要問題について製作に当つている。

昭和 24 年において普及部が作成配布したものは次の如くである。

普及部において作成及び監修した映画幻燈（昭和 24 年度）

種 数	區 分	名	製 作 者	配 布 本 敷
映 画	作 成	緑の自転車	電通映畫社	47
	監 修	アンゴラ兎と子供達	教材映畫社	
	〃	農業機械化	東興映畫社	
	〃	こうして防げ	理研映畫社	
	〃	消えた仔牛	東寶教育映畫	
幻 燈	作 成	兎の上手なつぶし方	農業改良局	450
	〃	保溫折衷苗代の作り方	〃	
	〃	除草剤 2.4-D	〃	400
	〃	酸性土壤の改良	〃	700
	〃	さつまいもはどうして肥るか	〃	530
	〃	圓形肥料	〃	450
	監 修	水田とあひる	東華洋行	400
	〃	鶏の飼い方	毎日スライド	

なお小型映写機操作技術講習会を 1 回開催している。

### (4) 展示会、共進会の開催、褒賞の授与

展示会、共進会の開催は地区毎に農業改良委員会を中心としたもの、各県単位のもの、或いはプロツク別、全国的なもの等種々の規模において行われているが、この催しは出品者に対し農業改良のための意欲を助長するばかりでなく、一般観覧者は広い知識を得て成果があがつた。

昭和 24 年度における農林省が後援し開催した全国的なものは次の如くである。

各都道府県のものは別表 15 の如くである。

又これらの会の内都道府県単位以上の規模のものの出品者或いは出場者並びに農業改良上に顯著な貢献ありとみとめたものに対し、農林大臣褒賞を行つてゐる。24年度において授与された賞状の内訳

は次の通りである。

#### 24年度農林省後援全国共進会

24年(1月1日～12月31日)農林大臣褒賞実績

名 称	主 催 者
米作日本一競技会	朝日新聞社
全國製茶品評會	茶業技術總會
疊微物品評會	疊微物協會
農畜物品評會	農民懇談會
全國果實青年研究發表會	果實青年同志會
競賽大會	東北・九州連合
紡毛競技會	綿羊協會
乳質改善共進會	乳製品協會

	都道府縣區域	プロツタ及び 全 城 国 區
農業全般	22	21
主要食糧	97	67
特用作物及園藝	23	162
農機具	8	40
畜産	275	16
計	425	306

更に各都道府県においては、改良普及員の担当している地区毎、或いは市町村に展示図を設け、広く農家の研究に供している。

## VI 生 活 の 改 善

農業改良普及事業の特色は対象を単に農業面にとどめず、農家の生活、文化の面にも及んでいることである。このため改良普及員を農業改良普及員と生活改良普及員とに分けて設置するとともに、生活改善を担当する専門技術員の設置を図っている。昭和 24 年 12 月末における生活改良普及員と生活改善担当専門技術員の数は夫々 262 名と 9 名である。なお生活改良普及員の活動の実際は別表 16 の如くである。

## VII 青少年クラブ活動の育成

本年度は前年度にひきつづき全国に自然発生的に生れた若い人達の農業改良や生活改善を目的とする研究会や、新たに 20 才以下の農村の少年少女による 4H クラブの育成を行つた。

各都道府県においては、改良普及員の助言による農事研究会及び 4H クラブの育成に当るとともにその活動を奨励する意味において本年度各種講習会、共進会を全国で 344 例に亘って行われた。

昭和 24 年度末における農事研究会、4H クラブの組織概況は夫々別表 17、18 の如くである。

尚これらの外青少年を教育するために、全国 66 ケ所に都府県立経営實習農場において毎年農村の青少年を収容教育しているが、本年度の生徒数は 3,359 名であり、(別表 20) この外、短期講習生として約 30,000 名が講習をうけている。